

2026 年 6 月 26 日

〒107-0062

東京都港区南青山六丁目 2 番 9 号

MTM Capital 株式会社

代表取締役 嶋田 智樹 様

〒276-0020

千葉県八千代市勝田台北一丁目 11 番 16 号

株式会社地域新聞社

代表取締役 細谷 佳津年

質問状（7）

貴社もご案内のとおり、株式会社地域新聞社（以下「当社」といいます。）は、2022 年 10 月 24 日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めるとともに、当該方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本対応方針」といいます。）を導入することを決議し、2022 年 11 月 24 日開催の第 38 期定時株主総会において承認を受けておりましたところ、本対応方針は、2025 年 10 月 17 日開催の取締役会において所要の変更を行った上で更新する旨決議され、当該更新は、2025 年 11 月 30 日開催の第 41 期定時株主総会において承認されております。

その後、当社は、2026 年 1 月 16 日付け「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応策）に関する共同協調行為の認定についてのお知らせ」でお知らせしましたとおり、同月 15 日開催の当社取締役会において、当社独立委員会による勧告を踏まえて、貴社、合同会社 YN 企画（以下「YN 企画」といいます。）、バイオセラミック株式会社、合同会社 Happy horse、KING 有限責任事業組合、静岡エネルギー株式会社、株式会社日本シーサプライ、中谷正和氏、野本豊氏及び鈴木祥元氏（以下総称して「認定対象株主」といいます。）の間に「当該株券等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立するあらゆる行為」（以下「共同協調行為」といいます。）に該当する行為が行われていると判断いたしました。もっとも、2026 年 5 月 29 日付け「株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、上記判断を公表した後における認定対象株主の株主名簿上での当社株式の保有状況等から、認定対象株主は、上記共同協調行為の認定を受け、本対応方針に基づく対抗措置の発動を回避すべく、自己名義で直接に当社株式を所有することを避けつつ、当社株式を、信用取引の買い建玉の形で実質的に保有し続け、場合によっては買増しも行っている可

能性があると推察されたことから、認定対象株主が実質的に所有している当社株式に係る議決権割合を明らかにすることを主たる目的として、当社は、2026 年 6 月 25 日を基準日として、株式分割を実施いたしました。

このような状況下において、貴社が関東財務局長に提出された 2026 年 4 月 22 日付け大量保有報告書（以下「本大量保有報告書」といいます。）においては、貴社は、報告対象の保有株式 383,500 株の全てを信用取引にて保有されていた旨を開示していたところ、2026 年 6 月 25 日付け変更報告書 No. 1（以下「本変更報告書」といいます。）によれば、【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】欄における当該「信用取引にて保有」との記載がなくなっており、まさに、貴社が信用取引の買い建玉の形で実質的に所有していた当社株式を現引きしたのではないかと推察されるところです。

また、貴社は、本大量保有報告書提出時以降、当社株式合計 416,900 株を市場内で取得し（以下、「本市場内取得」といいます。）、2026 年 5 月 13 日から同年 6 月 18 日の間に当社株式を急速に買い上がり、2026 年 6 月 18 日時点で当社株式 800,400 株（株券等保有割合 9.55%）を保有するに至っていますが、これは、オプションハウス株式会社（以下「オプションハウス」といいます。）が、①2026 年 6 月 12 日に 350,000 株、②6 月 16 日に 315,000 株、③6 月 17 日に 310,000 株の当社株式をそれぞれ市場内で取得し（以下、これら①から③の市場内取得を「オプションハウス市場内取得」といいます。）、2026 年 6 月 17 日時点で株券等保有割合にして 11.63%を保有するに至った時期¹と極めて近接ないし重なり合っています。

さらに、オプションハウス市場内取得に関しては、YN 企画が提出した 2026 年 6 月 19 日付け変更報告書 No. 2 及び同月 22 日付け変更報告書 No. 3 も踏まえると、オプションハウスが 350,000 株を市場内で取得したと開示されている 2026 年 6 月 12 日、及び 315,000 株を市場内で取得したと開示されている同月 16 日において、それぞれオプションハウスが取得したと開示している株式数と完全に一致した数の当社株式を YN 企画が市場内で売却した旨開示しており、また、オプションハウスが同月 17 日に市場内で取得した当社株式の数である 310,000 株は、YN 企画が上記市場内売却の後に保有していた当社株式の手残り株の数と完全に一致しております。

以上のような状況を踏まえると、オプションハウス市場内取得は、貴社と同じく認定対象株主のうちの 1 社である YN 企画と合意の上で実施した、いわゆる市場内クロス取引によって実行されたものであると合理的に推察されます。

以上の状況を踏まえますと、当社としては、貴社につき、YN 企画のみならず、オプションハウスを含めた他の株主との間で当社株式の取得等につき共同協調行為を行っているか否か

¹ オプションハウスが提出した 2026 年 6 月 23 日付け大量保有報告書及び同月 24 日付け変更報告書 No. 1 参照。

を判断する必要があるものと考えております。

このため、当社が必要な情報と考える下記の各事項につきまして、**2026 年 7 月 3 日（金）までに**書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

ご回答の際は、署名・押印のうえ、当社宛に書面でご提出ください。

なお、本書面及びご回答内容は、当社が必要に応じて公表することがあり、また、関係官公庁及び捜査機関等に情報提供することがありますので、あらかじめご了承ください。

記

（１） 当社株式取得の経緯

- ・ 本市場内取得に関する当社株式の取得（信用取引による取得を含みますが、これに限りません。以下同じです。）の経緯、取得目的、取得資金の出所（資金提供者名・調達方法を含みます。）、取得開始日から本質問状受領日までの間における当社株式の取得及び処分（貸株、借株及び空売りを含みます。）の状況並びにその経緯についてご教示ください。なお、資金提供者が法人である場合、当該法人を実質的・究極的に支配する自然人まで遡って資金提供者をご回答ください。
- ・ 本変更報告書において、貴社は、2026 年 6 月 18 日に当社株式を市場内で 355,000 株取得した旨開示されていますが、当社株式の同日の売買高は全体で 18,400 株に過ぎないことから、遺憾ながら、貴社による当該開示は事実に反するものと思われます。貴社が当社株式 355,000 株を取得した年月日、市場内外取引の別及び取得の相手方についてご回答いただくと共に、本変更報告書につき速やかに訂正報告書を提出し法令に従った適切な開示を実施していただけますよう、強くお願いいたします。
- ・ 当社株式の保有に関する現時点での方針（追加取得・保有・処分の予定を含みます。）についてご教示ください。
- ・ 上記質問に関連して、貴社は、本変更報告書において、当社株式の保有目的について「重要提案行為等」と記載しています。この点、2026 年 5 月 1 日に施行された令和 6 年改正後の株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第一号様式記載上の注意(10)cによれば、①株券等保有割合を 5%超増加させる行為を行うことを決定した場合や②株券等保有割合の増加により大量保有報告書等を提出する場合であって、これらの報告書の提出義務が発生した日から 3 か月以内に 5%超増加させる行為を行うことを予定している場合には、当該行為の内容（例えば、取得を行う株券等の種類、取得時期、取得価格、取得数量、取得の目的、取得の方法、取得の相手方）をできる限り具体的に記載しなければならないものとされています。貴社は、その共同保有者に該当する当社株主も含

め、株券等保有割合を 5%超増加させる行為を行うことを決定しておらず、かつ、3 か月以内に予定もしていないとの理解でよろしいでしょうか。

(2) 当社株式に関する意思連絡の有無

- ・ 貴社の 2026 年 5 月 11 日付け「回答書」（以下「本回答書」といいます。）において、当社の株式取得・議決権行使に関して他の株主との間での意思連絡はない旨ご回答いただいておりますが、今回改めて行われた本市場内取得について、第三者（認定対象株主を含みますが、これに限りません。）との間で、当社の株式取得・議決権行使・提案行為等に関して連絡・協議・合意を行った事実の有無及び該当する事実がある場合、その具体的内容、関与時期及び関係者についてご教示ください。
- ・ 前記のとおり、オプションハウスは、①2026 年 6 月 12 日に 350,000 株、②同月 16 日に 315,000 株、③同月 17 日に 310,000 株をそれぞれ市場内で取得し、同月 17 日時点で株券等保有割合にして 11.63%を保有するに至っているところ²、貴社はこれに近接する 2026 年 5 月 13 日から同年 6 月 18 日の間に当社株式を急速に買い上がり、株券等保有割合にして 9.55%を保有するに至っております。

さらに、オプションハウス市場内取得に関連して、YN 企画は、2026 年 6 月 19 日付け変更報告書 No. 2 及び同月 22 日付け変更報告書 No. 3 において、オプションハウスが、350,000 株を市場内で取得したと開示されている 2026 年 6 月 12 日、及び 315,000 株を市場内で取得したと開示されている同月 16 日において、それぞれオプションハウスが取得したと開示している株式数と完全に一致した数の当社株式を市場内で売却した旨開示しており、また、オプションハウスが、同月 17 日に市場内で取得した 310,000 株は、YN 企画が上記市場内売却の後に保有していた当社株式の手残り株の株数と完全に一致しております。

そのため、オプションハウス市場内取得は、市場内取引として開示されてはいるものの、貴社と同じく認定対象株主のうちの 1 社である YN 企画と合意の上で、いわゆる市場内クロス取引等によって実行されたものであると合理的に推察されます。

他方で、貴社も、2025 年 10 月 20 日に株券等保有割合にして 15.94%相当の当社株式を YN 企画に対して市場内で譲渡しています。

以上を踏まえると、貴社とオプションハウス及び YN 企画との間に一定の意思連絡があったことは明らかであると考えられます。このため、貴社とオプションハウス及び YN 企画との間の意思連絡の具体的内容につき、当社の株式取得・議決権行使・提案行為等に関する意思連絡の有無及びその内容を含めて、具体的にご回答ください。

² オプションハウスが提出した 2026 年 6 月 23 日付け大量保有報告書及び同月 24 日付け変更報告書 No. 1 参照。

- ・ 本回答書において、当社以外の会社の株式取得・議決権行使・提案行為等に関して連絡・協議・合意を行った事実はない旨回答いただいておりますが、本回答書作成以降、第三者（認定対象株主を含みますが、これに限りません。）との間で、当社以外の会社の株式取得・議決権行使・提案行為等に関して連絡・協議・合意を行った事実の有無及び該当する事実がある場合、その具体的内容、関与時期及び関係者についてご教示ください。

（３） 当社経営への関与方針

- ・ 本回答書において、貴社からは、当社に対し、会社提案による健全な経営体制の刷新を求めており、それが見込めないようであれば株主提案の実施等を予定しているものの、具体的な議題、議案の内容及び実施時期は未定である旨ご回答いただいておりますが、現時点における、当社に対する提案行為又は経営関与（取締役選任、資本提携、事業提携等）の意図の有無についてご教示ください。
- ・ 今後、当社経営方針に関する発言や議案提案を行う予定の有無についてご教示ください。
- ・ 上記質問に関連して、貴社は、本変更報告書において、当社株式の保有目的について「重要提案行為等」と記載しています。この点、2026年5月1日に施行された令和6年改正後の株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第一号様式記載上の注意(10)bによれば、大量保有報告書の保有目的欄には、重要提案行為等を現に行い、又は行うことを予定している場合には、その内容（例えば、重要提案行為等の具体的な内容、重要提案行為等を行う時期、重要提案行為等を行う条件、重要提案行為等の目的）について、できる限り具体的に記載する必要があるとあり、複数ある場合にはその全てを記載しなければならないものとされております。上記のとおり、貴社は、本回答書において、当社に対し、会社提案による健全な経営体制の刷新を求めており、それが見込めないようであれば株主提案の実施等を予定している旨回答していることから、本変更報告書において、貴社が予定している重要提案行為等の具体的な内容等について記載すべきと考えられますので、本変更報告書につき速やかに訂正報告書を提出し、法令に従った適切な開示を実施していただけますよう、強くお願いいたします。

以 上